

人材紹介に関する基本契約書

●●●●●（以下「甲」という。）と株式会社ウィビッド（以下「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づいて、乙が甲に対して行う人材紹介に関して、以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、人材の採用のために乙に対して、求職者の紹介を乙に依頼し、乙は甲の依頼に基づき求職者を紹介するものとする。

第2条（人材紹介の内容）

乙は、甲からの人材紹介の依頼を受けた場合、甲の人材採用の目的、職種、人数、求める要件等（原則として、新卒の求職者を対象とする。）について協議し、適切な紹介に努めるものとする。

第3条（個別求人の申込）

甲が乙に対して個別の人材紹介を依頼するにあたっては、甲は乙に対し、職業安定法（以下「職安法」という。）第5条の3第2項に従い書面または電子メール、もしくはその他同法所定の方法（以下「書面交付等の方法」という。）により、同項の定める労働条件（採用企業名、試用期間に関する事項等を含む。）を明示して、乙に対して求人の申込をするものとする。

2 甲は、虚偽の条件、法令に違反する条件または通常の労働条件と比して著しく不適當な条件を含む労働条件で、前項の申込みをしてはならない。

第4条（申込後の労働条件の変更等）

甲が、乙に対して、前条第1項の申込みをした後、明示した労働条件の内容に変更、特定、削除、追加（以下総じて「変更等」という。）が生じた場合は、速やかに書面交付等の方法により変更等の内容を乙に通知する。

2 前条第1項の明示した労働条件の内容に変更等が生じた時期が、甲が、乙から紹介を受けた求職者と面接等の接触をした後であった場合は、甲は、前項の通知に加え、職安法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面交付等の方法により、直接、当該求職者に対して変更等の内容を通知するものとする。

第5条（求職者の紹介）

乙は、第3条によって申込を受けた求人について、候補となる求職者に対し、求人要件および第3条で示された労働条件を書面交付等の方法で明示し、当該求人に関心を持ち乙が甲の求める条件に適當と判断する求職者を、甲に紹介するものとする。

2 前項の乙の甲に対する紹介の後、甲は、紹介された求職者に係る書類審査、面接、採用条件の提示および採用の決定の段階毎に、乙に対しその結果を書面または電子メールによりすみやかに連絡するものとする。

3 第1項の乙の甲に対する紹介の後、甲が、乙が紹介した求職者について採用に至らず、乙に対し、再度、他の求職者の紹介を求めた場合も、前各項と同様とする。

第6条（求人への申込みの取り下げ）

甲は、求人への申込みを取り下げる場合には、乙に対し、求人への申込みを取り下げる旨、すみやかに書面または電子メールで通知するものとする。

第7条（情報の守秘義務）

甲および乙は、本件人材紹介業務の遂行に関して相手側から得た企業情報および乙が紹介した求職者（採用に至らなかった者も含む。）に関する個人情報を相互に機密として取り扱い、守秘義務を負うものとする。

2 甲および乙は、本件人材紹介業務に関わる者（人事採用担当者、提携関係者、関連子会社等を含む。）に対しても前項の義務を遵守させるものとする。

第8条（求人条件等の情報開示・公開）

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を予め乙に通知した場合を除いて、甲が提示した求人条件および一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が運営または利用するインターネットWebサイトその他の手段で一般に開示・公開することに同意するものとする。

第9条（選考採用）

甲は、第5条に基づいて乙が甲に紹介した求職者につき、自らの責任で、書類選考、面接等を実施する。

2 甲は、乙が紹介した求職者に関して、採用のための適性検査、本人同意のもとでの職歴照会等を行う必要がある場合には、全て甲の責任において行うものとする。

3 甲は、乙が紹介した求職者との間で、当該紹介から1年を経過するまでに、本契約に基づかず雇用、業務委託その他それらに準じる契約を締結してはならないものとする。

4 甲は、乙が紹介した求職者を採用しない場合には、乙が当該求職者の紹介に関して甲に提供した情報が記載または記録された関係書類（履歴書等。）を、すみやかに甲の責任において破棄するものとする。

5 甲は、本条第3項または第4項に違反した場合、違約金として、第11条に定める紹介手数料および消費税相当額の2倍の額を乙に対して支払う。

第10条（雇用契約締結時の労働条件通知）

甲は、乙が紹介した求職者との間で雇用契約を締結する際には、当該求職者に対して、第3条で提示した労働条件（第4条に基づき変更等があった場合には、当該変更等後の労働条件とする。）と同一の条件で、労働基準法第15条に定める労働条件を通知し、乙に対して当該通知の写しを開示するものとする。

第11条（雇用契約の成立または内々定の承諾と紹介手数料）

甲が、乙が紹介した求職者との間で雇用契約を締結した場合または乙が紹介した求職者が、甲の内々定を承諾した場合には、甲は、乙に対して、当該人材紹介の対価として、個別求人の申込みの時点で別途合意する紹介手数料および消費税を乙に支払うものとする。

2 甲と乙が紹介した求職者との間で雇用契約が締結されまたは乙が紹介した求職者が、甲の内々定を承諾した後、入社までの間に甲の都合または責めに帰すべき事由によって甲と当該求職者との間の雇用契約が終了しまたは内々定が取り消された場合であっても、甲の乙に対する手数料支払いの債務は消滅しないものとする。

第12条（支払い方法）

乙は、甲と乙が紹介した求職者との間で、雇用契約が締結されまたは乙が紹介した求職者が、甲の内々定を承諾した後、甲に紹介手数料を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日の翌月末日までに乙の指定する金融機関口座に当該紹介手数料を振込み送金の方法により支払うものとする。この場合、振込手数料は甲の負担とする。ただし、甲と乙が紹介した求職者との間で雇用契約が締結されまたは乙が紹介した求職者が、甲の内々定を承諾した後、当該求職者の入社までの間に、前条第2項に定める事由以外の事由によって当該雇用契約が終了しまたは内々定が取り消された場合、乙は紹介手数料を請求せず、また、既に紹介手数料を受領済みのときは、当該雇用契約終了日または内々定取消日の属する月の翌月末日までに、甲に対して当該紹介手数料を返却する。この場合、振込手数料は乙の負担とする。

第13条（返戻金制度）

甲の採用した求職者の入社後12週間満了前に、当該求職者の都合または責めに帰すべき事由により、甲と当該求職者との雇用契約が終了した場合、当該契約終了日から1か月以内に当該終了原因を甲が乙に通知することを条件として、乙は甲に対して以下各号に定める紹介手数料を当該雇用契約終了日の属する月の翌月末日までに返却する。この場合、振込手数料は乙の負担とする。

- (1) 入社日から4週間未満の場合は、第12条に基づき支払われた紹介手数料の50%。
- (2) 入社日から4週間以上8週間未満の場合は、第12条に基づき支払われた紹介手数料の30%。
- (3) 入社日から8週間以上12週間未満の場合は、第12条に基づき支払われた紹介手数料の10%。

第14条（責任の範囲）

乙は紹介する求職者について、雇用契約の成立または内々定の受諾を保証するものではなく、紹介した求職者が選考を辞退しまたは雇用契約の申込または内々定を承諾しなかった場合でも、甲に対して一切責任を負わないものとする。

2 乙は、甲と求職者との間で締結される雇用契約または求職者の内々定の承諾に関して、身元保証等の保証は一切行わないものとする。

3 乙は、甲に紹介した求職者が、甲に採用されて被用者として就業を開始した後に、当該求職者の行為によって、甲または第三者に損害を与えた場合であっても、当該求職者の故意または過失にかかわらず一切責任を負わないものとする。

第15条（早期離職者に関する情報提供）

甲は、乙の紹介により期間の定めのない労働契約を締結した者が、就職から6か月以内に離職

したか否かについて、乙に報告しなければならない。ただし、甲が、第13条に定める返戻金制度に基づき、乙に返戻金の請求をした場合は、この限りではない。

2 甲は、乙から、乙の紹介により期間の定めのない労働契約を締結した者が、就職から6か月以内に離職したか否かについて照会を受けた場合は、誠実に調査に協力しなければならない。

第16条（契約解除）

甲または乙は、相手方において次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとし、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

- ①発行した手形・小切手が不渡りになり、または支払い停止に陥ったとき。
- ②第三者から主要な財産、債権等について差押、仮差押、仮処分、強制執行を受け、あるいは、競売等の申立てを受け、若しくは租税滞納処分を受け、または破産・民事再生・会社更生等の申立てを受け、若しくは自らその申し立てをしたとき。
- ③解散、営業の廃止または事業譲渡の決議をしたとき。
- ④前各号のほか、財務状態が悪化しまたはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき。

2 甲または乙は、前項各号のいずれかに該当し本契約の解除がなされたとき、相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちに相手方に弁済しなければならない。

第17条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とし、この間に甲または乙より変更もしくは解約の意思表示が無い限り、期間満了の翌日より1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、いずれか一方が15日前に予告する事により、契約の中途解約が出来るものとする。

2 前項にかかわらず、本契約の有効期間の満了日または中途解約申出時に、甲において乙に紹介された求職者の選考手続の過程にある場合には、当該求職者の選考手続終了後に契約が終了するものとする。

3 本契約終了後も、第7条（情報の守秘義務）、第12条（支払い方法）、第13条（返戻金制度）および第20条（管轄合意）は有効に存続するものとする。

第18条（法令遵守）

甲および乙は、互いに職安法その他の労働関係法令および関係指針、ならびに暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除条例を遵守し、適正に対応するものとする。なお、第7条に定める甲および乙の人材紹介業務に関わる者についても同様とする。

第19条（協議事項）

本契約の各項に疑義が生じた事項および本契約に定めない事項については、信義則および関係法令に基づき、甲乙協議し円滑に解決するものとする。

第20条（管轄合意）

本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するために本書2通作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）

印

（乙）東京都新宿区新宿 1-12-12 オスカカテリーナ 3F

株式会社ウィビッド

代表取締役 相川 絢

印